

## 平成 30 年度公益財団法人日本スポーツ協会 公認指導員養成講習会 開催要項

### 1. 目的

地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的な知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた指導にあたるとともに、施設開放において利用者の指導支援を行う者を養成する。

### 2. 主 催

公益財団法人日本スポーツ協会  
公益財団法人日本バドミントン協会

### 3. 主 管

公益財団法人愛知県体育協会  
愛知県バドミントン協会

### 4. カリキュラム

(1) 共通科目 35 時間（通信講座）

(2) 専門科目 40 時間以上（集合講習 30 時間以上、その他 10 時間以上）

※時間数は競技団体によって異なる。

※各競技別に各都道府県競技団体が主管して実施する。

※講習及び試験の免除措置については、当該中央競技団体が定める基準による。

### 5. 期日・場所・日程

(1) 日程：平成 30 年 10 月 27 日、11 月 10 日、11 月 17 日、12 月 8 日、15 日の各土曜日

(2) 場所：名古屋女子大学南 8 号館 〒467-0015 名古屋市瑞穂区十六町 1 丁目 61

学校法人越原学園 大学体育館 〒467-0011 名古屋市瑞穂区萩山町 1 丁目 67-8

※11 月 17 日のみ 別会場調整中。

### 6. 受講者

（受講条件）

(1) 受講する年の 4 月 1 日現在、満 18 歳以上の者で、実施競技団体が定める条件。

(2) 地域においてスポーツ活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で実際的指導にあたっている指導者及びこれから指導者になろうとする者。

（受講者数）

受講者数は 20 名程度とする。

### 7. 受講申込み

① 受講申込書に必要事項を記入の上、愛知県バドミントン協会、指導委員会：担当（藤巻裕昌）へ郵送で申請書（所定様式：申請書）を提出して下さい。

**郵送・送付先** 〒467-8610 名古屋市瑞穂区汐路町 3-40

学校法人越原学園名古屋女子大学短期大学部保育学科 藤巻裕昌 宛

② 第 1 次 締切日 平成 30 年 5 月 31 日 ※申請者へ指導者マイページ等の関係書類を送付します。

③ 5 月 1 日～6 月 29 日までに「指導者マイページ」(<https://my.japan-sports.or.jp/login>)  
から、各自で申込手続きを行う。なお、共通科目の免除を申請する場合は関係書類を準備。

④ 最終手続き完了（締切日） 平成 30 年 6 月 23 日

※①指導者マイページ登録、②・③NHK 学園申込み及び共通科目、専門科目の振込手続き

### 8. 受講料

共通科目：19,800 円（税込）※NHK 学園に振り込み

専門科目：15,120 円（税込）※愛知県バドミントン協会に振込（一括して愛知県体育会へ振込む）

(上記金額を基準とし、専門科目の競技特性、講習会等の事情により変更される場合がある)  
免除・資格審査料については別に定める。

※ 郵便振替口座 00840-9-19438 愛知県バドミントン協会

※ 郵便振替用紙の通信欄に申込書に記載の「公認指導員」「申込者名」を記入のこと

## 9. 受講者の決定

都道府県体育・スポーツ協会から提出された申込書などの関係書類に不備がない者を受講者として内定し、学校法人日本放送協会学園（NHK 学園）または都道府県体育・スポーツ協会を通じて本人に通知する。

受講内定後、受講料の支払いを完了したものを受けた者として決定する。

原則として、他の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格との同時受講は認めないこととする。

### (1) 受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内（受講開始年度を含め4年間）に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。

なお、期限内に修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

### (2) 受講取消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、日本スポーツ協会指導者育成専門委員会で審査し受講が取り消される。

## 10. 講習・試験の免除

既存資格及び日本スポーツ協会免除適応コースの履修等により講習・試験の一部または全部を免除することができる。免除に関する詳細は、別に定める。指導者マイページ上から各自、証拠書類の提示が必要。

## 11. 検定・審査

講習に基づく、検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

(1) 共通科目における検定試験は、通信教育（NHK学園）課題検定による判定とし、日本スポーツ協会指導者育成専門委員会において審査を行う。

(2) 専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験などを加えた総合判定とし、各中央競技団体指導者育成担当委員会において審査する。

(3) 共通科目、専門科目のいずれもの検定に合格した者を「公認指導員養成講習会修了者」として認める。

## 12. 登録及び認定

(1) 共通科目及び専門科目の検定に合格し、その後、指導者登録（登録申請書の提出及び登録料の納入）を完了した者に、日本スポーツ協会公認指導員「認定証」及び「登録証」を交付する。

(2) 登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6か月前までに、日本スポーツ協会又は当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。  
(ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる)

## 13. その他

本講習会受講に際し取得した個人情報は、日本スポーツ協会、都道府県体育・スポーツ協会、各中央競技団及び各都道府県競技団体が本講習会の受講管理に関する連絡（資料の送付等）及び関係講習会を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

## 14. 問合せ先

愛知県バドミントン協会 指導委員会 藤巻裕昌

メールアドレス fmaki0412@gmail.com

携帯 090-2778-1226